

立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の施行による。

## 立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例の一部を改正する条例

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例（平成27年立川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、<u>こども基本法</u>（令和4年法律第77号。以下「<u>基本法</u>」という。）第13条第3項及び<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号。以下「<u>支援法</u>」という。）第72条第1項の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「<u>会議</u>」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号。以下「<u>法</u>」という。）第72条第1項の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「<u>会議</u>」という。）を設置する。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>基本法</u>及び<u>支援法</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法</u>で使用する用語の例による。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) <u>こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(3) .....略.....</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(2) .....略.....</p>
<p>(委員)</p> <p>第5条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) .....略.....</p> <p>(2) <u>こども施策に関する事業等に従事する者 7人以内</u></p> <p>(3) <u>こども施策に関し学識経験のある者 3人以内</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第5条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) .....略.....</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者 7人以内</u></p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 3人以内</u></p>

(4) <u>こども施策</u> に関する市民団体等の代表者 5人以内 (5)～(7) .....略.....	(4) <u>子ども・子育て支援</u> に関する市民団体等の代表者 5人以内 (5)～(7) .....略.....
2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において子どもの委員を置くことができる。	2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において <u>子ども</u> （法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）の委員を置くことができる。 <u>この場合において、子どもの委員は、専ら法第72条第1項第3号及び第4号に掲げる事項について意見を述べることができる。</u>
3 .....略.....	3 .....略.....

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

